

事後調査計画書

平成 25 年 4 月 23 日

広島市長

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

氏名 広島市 (環境局施設部施設課)

広島市長 松井 一實

電話番号 082-504-2211



広島市環境影響評価条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	安佐南工場建替事業
事後調査の種類	工事の完了後
工事完了の年月日	平成 25 年 3 月 8 日
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 25 年 4 月～稼働終了まで
事後調査報告書の提出の時期	毎年 4 月末 (前年度分の報告)
その他	事後調査の委託業者は、年度ごとに入札により決定する。

(注) 1 事後調査の全部又は一部を他のものに委託して行う場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) を「その他」の欄に記載してください。

2 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



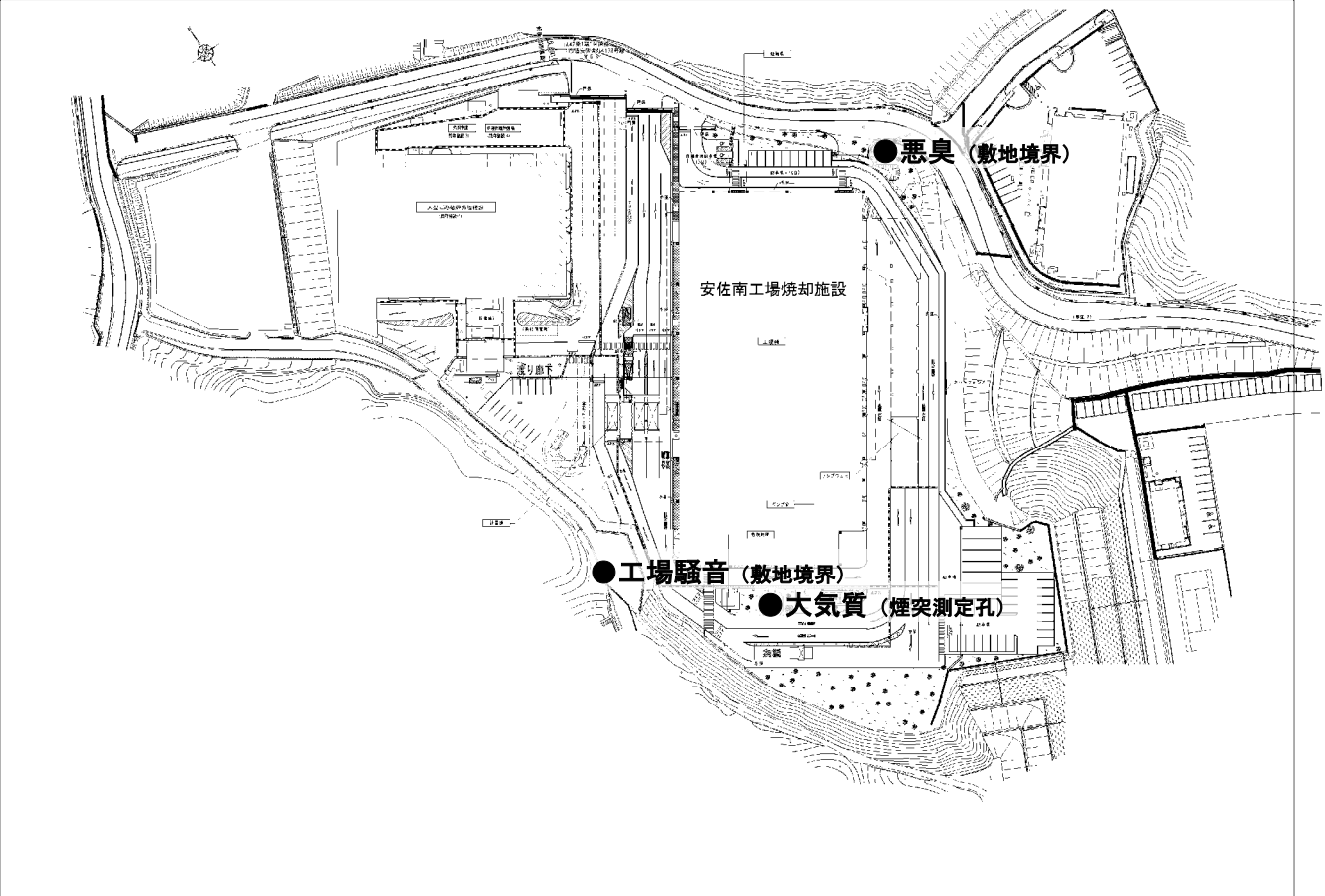
別紙

安佐南工場建替事業の工事完了後の事後調査の項目、方法、地点及び頻度は、下表に示すとおり。

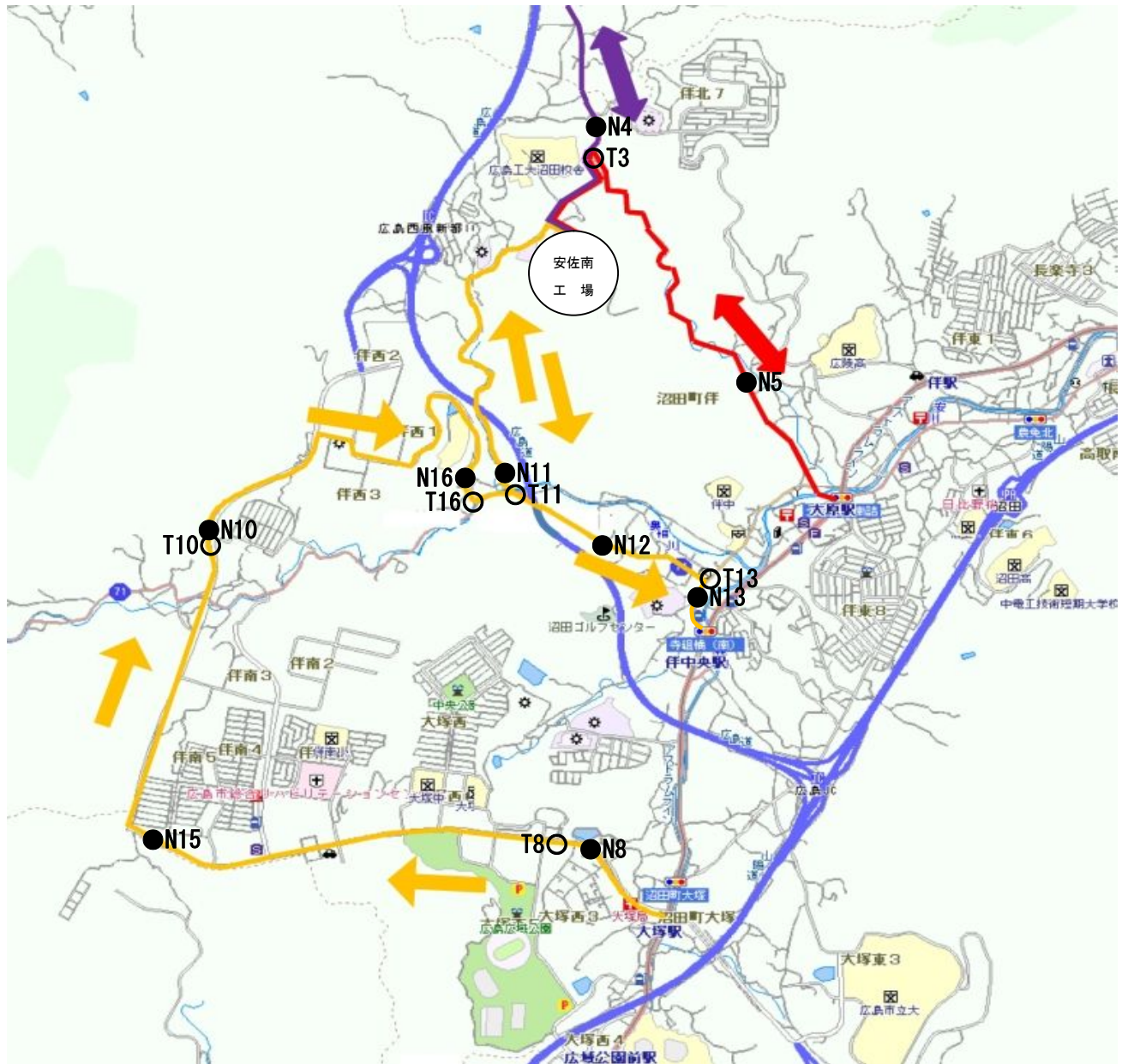
調査項目		調査方法	調査地点及び調査頻度
大気質	ばいじん 二酸化硫黄 二酸化窒素 塩化水素	大気汚染防止法施行規則に規定する方法 (JIS Z 8808, JIS K 0103, JIS K 0104, JIS K 0107 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図 1) 1 回／月
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第 2 条に規定する方法 (JIS K 0311 に規定する方法)	煙突測定孔 (別図 1) 1 回／年
騒音	工場騒音	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号) に規定する方法 (JIS Z 8731 に規定する方法)	敷地境界の 1 地点 (別図 1) 1 回／月
	道路交通騒音 (交通量)	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境省告示第 64 号) に規定する方法 (JIS Z 8731 に規定する方法)	収集車の運行ルート (別図 2・3 ※) 平成 25 年度及び環状線 (善當寺工区) の供用開始時期の 2 回
悪臭	悪臭	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号) に規定する方法	敷地境界の 1 地点 (別図 1) 1 回／月

※ 今後の周辺道路の整備状況によって、収集車の運行ルートを変更するため、別図 3 の調査地点は変更する可能性があります。

大気質、工場騒音、悪臭の調査地点



平成 25 年度の道路交通騒音及び交通量の調査地点

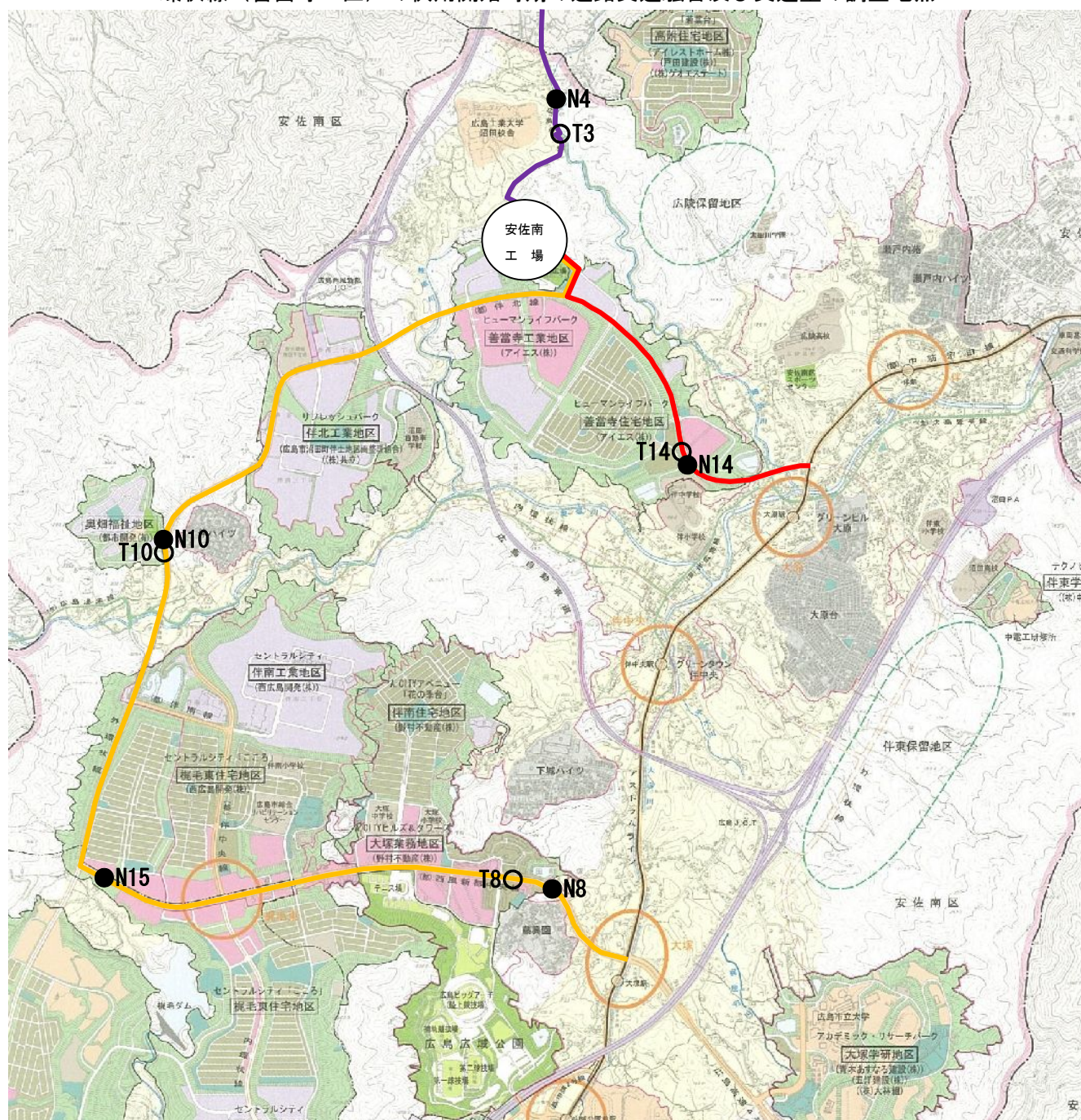


※ 凡例

● : 道路交通騒音 (N4, 5, 8, 10, 11, 12, 13, 15, 16)

○ : 交通量 (T3, 8, 10, 11, 13, 16)

環状線（善當寺工区）の供用開始時期の道路交通騒音及び交通量の調査地点



※ 凡例

- : 道路交通騒音 (N4, 8, 10, 14, 15)
○ : 交通量 (T3, 8, 10, 14)